

特集2

和泉の国の非人番について

一 堺四ヶ所非人

宝曆七年（一七五七）『御手鑑（坤）』（『堺市史』続編第五卷所収）には堺四ヶ所非人について次の記事がある。

四ヶ所非人居所并頭高勤方之事

一四ヶ所非人 七堂浜 悲田寺 北十万

湊村

非人頭高都合三百八人 内男二百四十八人

内

七堂浜 但宗宅寺境内 拝借地入組

非人合百貳人 内男拾貳人

悲田寺 但古来ハ妙行寺境内ニ居候得

共、今程甲斐農人町中土居

拝借地

非人合六拾壹人 内男拾九人

北十万 但錦之町寺町十万境内

非人合三拾六人 内男拾五人

湊村 但萩原藤七郎御代官所庄屋久市

郎借家

非人合百九人 内男五十九人

右四ヶ所非人・長吏并手下共堺町中より年中實物を以渡世いたし、四ヶ所長吏手下を召連町々相廻り、祭礼法事人立之場所盜賊悪党を防、且亦泉州筋村々江手下之者遣置相替品在之候節、法進等いたし候

但、長吏手下之者共石河土佐守奉行之頃も御仕置者在之候得者、諸事御用相勤来候処、浅野老岐守奉行之内享保八癸卯年五月船松村領之内穢多共願二よつて御仕置者役儀申付候ニ付長吏手下之者差免

小 西 愛之助

ここには、この時点における堺四ヶ所の非人の人びとの居所や人数のみならず、その生活の実態をも簡潔に記されている。即ち、堺四ヶ所の非人の人びとは、堺の町の人びとよりの「貫物」をもって、「渡世」しているのであり、その生活の基盤の保障の見かえりとして、「町々」を廻って、「祭礼」や「法事」などの「人立之場所」などに出現する「盗賊」や「悪党」などを排除し、取締りを行っているのである。そういう意味では堺四ヶ所非人の人びとは町抱えの非人であり、治安担当に従事しているのである。

そして、「泉州筋」の「村々」へ「手下」の人びとを派遣して、村々の治安を担当させているのである。この人びとこそ非人番であるが、この非人番の人びとは村々で孤立しているのではなくして、なにか異変があれば、四ヶ所非人の長吏へ「注進」をし、そのバックアップのもとに非人番の人びとは、村々においてその担当をしている治安の任務を遂行しているのである。

右の記事の末尾の但し書に、堺四ヶ所非人の人びとは、「石河土佐守」が「奉行」をしていたころより、「浅野吉岐守」が「奉行」中の享保八年（一七二二）にかけて、役負担として、「御仕置者」の「諸事御用」を担当させられていたことが記されている。

昔通り勤めたい旨を願ひ出て、享保八年五月二二日に願の通り許可されている。従って、その時点で、それまで「御仕置者」の「諸事御用」を勤めていた堺四ヶ所非人の人びとはその役負担を免じられたのである。

ここで、この刑吏としての役負担を負荷した奉行について記しておく。

徳川氏が堺奉行を置いたのは、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いに勝利した直後からであるが、以後、歴代の奉行は後掲の表の通りである。（『堺市史』による）

後掲の表に登場する石河勝正・石河利正は親子であり、ともに「土佐守」となっているが、浅野吉岐守奉行中の享保八年（一七二三）より「凡八、九十年以前」となると、八〇年前とは寛永二〇年（一六四三）であり、九〇年前とは寛永一〇年（一六三三）であり、石河勝正が奉行の時代となる。従って、「御仕置者」の「諸事御用」の役負担を堺四ヶ所非人の人びとへ負荷したのは石河土佐守勝正である。そして、それまでに堺四ヶ所非人の人びとは堺奉行の管轄下に編成され存在していたことがうかがわれる。

三浦周行著・朝尾直弘編『大阪と堺』に付載されている略年表には、元和三年（一六一七）に「堺商人平山常

これと関連のある記事が、右の記事の続きの「穢多村」のところに次の通り記されている。

右船松村領内除地ニ罷在候穢多共、凡八、九十年以前石河土佐守奉行之時分迄ハ堺御仕置者在之節は京大坂之通役儀相動候得共、其節穢多村家数・人数等段々減少、因願差免、四ヶ所非人共ニ申付候処、浅野吉岐守奉行之内享保八癸卯年五月右穢多とも古來之儀申立、御田地除地ニ罷在相応之御用不相動儀冥加恐敷存、今程家数・人数等も多ク成候間、御仕置者在之節、近國之通以古格諸事相動度旨願出候故、吟味之上差聞も無之候ニ付同五月廿二日願之通申付

これによれば、もともと「御仕置者」の「諸事御用」は船松村領内の除地（免税地）に居住する「穢多」の人びとの役負担であったのが、「石河土佐守」が「奉行」の時、家数・人数の減少により願によって、その役負担を免じられたのである。そして、その役負担は堺四ヶ所非人の人びとへ奉行より命じられたのである。

その後、「浅野吉岐守」が「奉行」をしていた享保八年五月に「穢多」の人びとより、家数・人数の増加を理由として、除地の見返りとしての「御仕置者」の役負担を陳は、キリスト教宣教師を同船帰国したことが露頭し、火刑に処せられる」と記され、寛永三年（一六二六）に「七道浜にてキリスト教徒処刑される」と記されている。この年代はともに喜多見勝忠が奉行の時であり、この処刑に従事させられたのは、船松村領内の「穢多」身分の人びとであった。この「キリシタン」の人びとの死別と「穢多・非人」身分の人びとの差別とは表裏一体となつて徳川幕藩体制（身分差別体制）維持のために権力よりの指令により遂行されてゆくのである。

堺四ヶ所非人の人びとも、寛永一〇年乃至寛永二〇年の間にその刑吏としての役負担を負荷されるのであるが、この間の寛永一四年（一六三七）一月九日に島原の乱が惹起し、翌寛永一五年二月二七日にはその拠点である原城が陥落して、このキリシタンの反乱は治まるが、徳川幕府は禁教を一層きびしくし、その年一二月四日には吉利支丹奉行（宗門改役）を置き、井上筑後守政重を任命している。この初代の吉利支丹奉行はキリシタン弾圧に辣腕をふるうのであるが、その後、寛文四年（一六六四）以降には諸藩にも「宗門改役」が設置されている。そして、堺四ヶ所非人の人びとが刑吏としての役負担に従事させられていた間の徳川五代將軍綱吉の時代を境として、「吉利支丹」の文字は使用されなくなり、それに

変わって「切支丹」なる文字が使用され、時には、「切死丹」なる文字が使用されることとなるが、そのことは、それだけ、キリシタンの人びとへの弾圧がきびしかった事実をものがたっている。

なお、堺四ヶ所非人のうち、「七堂浜」非人の人びとが居所としていた「宗宅寺」は浄土宗であり、「北十万」非人の人びとが居所としていた「北十万」(悲田院)も浄土宗である。また、「湊村」非人の人びとの菩提寺である「浄光寺」も浄土宗である。しかし、「悲田寺」非人の人びとが過去に居所としていた「妙行寺」は『大阪府の地名II』には「法華宗」(現存せず)と記されている。この「妙行寺」は明治五壬申年「堺港全図」に「戎寺町」(禪通寺筋)に記載されているが、大正一一年に刊行された『大阪府全志』には記されていない。

二 和泉の国の非人番

(一) 豊田村非人番

安沢秀一氏の編纂された『和泉国大鳥郡上神谷豊田村小谷家文書目録』(史料館所蔵史料目録第三六集)には、次の貞享年間の非人番関係の史料が記録されている。

(豊田村番非人長次郎二付泉州堺梅翁寺太空) 宗旨請合一札 貞享四年八月八日 一通(史料番号五四三二)

(非人ハ長吏同格ニて支配下故、召抱被置番非人二付身許請合一札) 堺四ヶ所長吏

戸板(豊田) 村庄屋年寄宛 貞享五年七月二日 一通(史料番号五三七八)

右の二通の文書により、和泉の国大鳥郡上神谷豊田村には、すでに貞享四年(一六八七)という早い時点において番非人長次郎の存在していることが知られるのみならず、貞享五年の文書により、その組織化もなされていることが知られる。

松岡秀夫・横田久和両氏の「非人番」研究ノート(『近世部歴史の研究(上)』西播地域皮多村文書研究会編、雄山閣、一九七六年所載)によると、非人番の最も古い記録は元禄五年(一六九二)とのことであるが、それについて次のごとく記されている。

「周辺における非人番のもっとも古い記録は元禄五年(一六九二)の『生野代官所文書』にある「番人小屋」という記載で、『兵庫県警察史』にはこれを次のように引

用説明されている。

資料八

生野代官所の建物中に籠屋及番所五ヶ所(播磨口、但馬口、小野口、石瀧口、竹野原口)の存在が明らかにされているが、籠屋に付いては「銀山秘録」に次のようにみえている。

牢屋囲 表口六間半、裏行十二間

番人小屋 長三間半、横二間

獄舎 一間半四方一囲

長二間、横一間半一囲

これによると、監房は大・小二室があり、番人の勤務場所に付属していたことがわかる。なおこの「番人」は単なる牢番ではなく、村の警察事務を担当した非人番と考えるべきであろう。

と、両氏は資料を紹介された上で、次のごとく『兵庫県警察史』の筆者の見解を批判されて、「非人番」と書かれている最も古い記録は、享保二年(一七一六)であるとされる。

「しかし、この番人小屋に非人番がいたという確証はない。もしかりに番人として非人がいたとしても、村方にある非人番とは同じ性格のものとは考えがたい。明らかに非人番と書かれている最も古い記録は、享保二年(一

七一六)の『三木町文書』である。

資料九

当中島五ヶ町非人番東這田村に罷在候武兵衛と申者私弟分之者二而慥成ものに御座候

二付私御請負申上非人番被仰付候

すなわち、非人番の後任を推薦している具体的な資料であつて、確実に非人番の存在を証明している。これは享保二年以前に非人番制度が存在している、その雇用には同輩あるいは頭分の推挙が必要であつたことを示している。

右の資料のうち、元禄五年の「生野代官所文書」の「番人小屋」の「番人」は、すでに貞享四年の番非人長次郎の存在していることから、『兵庫県警察史』の筆者の見解のごとく「非人番」として断定して差支えないであろう。

『東大阪市史資料集』第六集(一)(二)(三)(四)には九六冊の村明細帳が収められているが、このうち三五冊には非人番の記事があり、河内国における非人番常駐の実態を知ることができる。そのうち、最も古いものは、元禄一四歳巳五月付「河内国若江郡中野村諸色覚帳」(史料七)である。この中には次の記載がある。

一 番人給米表

是ハ村中昼ノ内火用心并乞食・非人等村中へ狼ニ入申間敷ため、番人召抱置候給米表

元禄一四年（一七〇一）五月という時点において、河内国若江郡中野村に村抱の番人（非人番）の存在していたことは、右の記事によって明白である。それとともに、非人番の設置された目的もまた明瞭である。すなわち、「村中昼ノ内火用心并乞食・非人等村中へ狼ニ入申間敷ため」であり、当然のことながら、非人番の任務の第一は「火用心」であり、第二は「乞食・非人等」の排除であつたのであるが、むしろ、この第二の任務の遂行のためにこそ、非人番は村抱として存在させられたのである。それとともに、非人番の設置を必要とするほどの「乞食・非人等」の村々への徘徊の事実をもここに確認することができる。この村から米麦を支給される番人は「抱非人」であるが、村から排除される「非人」は「野非人」であり、この「野非人」こそ、まさに人外の人であつたのであり、徳川幕藩体制下における最底の身分であつたのである。

右の河内国若江郡中野村の番人の任務は、貞享四年に

和泉国大鳥郡上神谷豊田村に村抱として常駐した番非人長次郎の任務にも適用されるものと考えられる。貞享四年の番非人の存在は、現在、知られる限りでのかなり古い例であるが、この貞享四年という時点は注目すべき年でもある。

「常憲院殿御実紀卷十五」貞享四年六月廿二日条に「天主教徒査検」の記事がある。すなわち、ころびきりしたんとその類族を改める令が記されている。徳川幕府は一貫してキリスト教を「邪法」とし「邪教」として禁じているが、「切死丹」の文字が使用され出すのは、この貞享年間あたりからである。組織化された番非人長次郎の公的な任務として、このきりしたんの探索、取締りも課せられていたことであろう。なお、「番非人長次郎」の「宗旨諸合」をした「梅翁寺」は浄土宗である。

貞享五年（一六八八）七月の時点では、豊田村番非人は直接に堺四ヶ所長吏に結びついているが、この組織化について、先述の史料館小谷家文書目録の中に次の史料が記録されている。

（田園村人別二候得共豊田村番人相動居候佐吉長吏手元役ニ相当ルニ付身許湊長吏菱木村組頭連判諸合一札）湊長吏金兵衛・菱木村組頭久助 豊田村役人宛

文久二年三月 一通 （史料番号五七一五）

これによれば、文久二年（一八六二）三月という時点の非人番組織図は左記の如くである。

（堺奉行駒井信義）―湊長吏金兵衛―菱木村組頭久助―豊田村番人佐吉

豊田村は元和五年（一六九）より寛永一八年（一六四一）まで堺奉行支配下の代官根来盛重の管轄下にあつたが、寛永一八年七月、根来盛重が没すると、このような中間的代官制度は廃止となり、堺奉行石河土佐守勝正の直轄下に入った。その後、堺奉行直轄の時代は終わり、寛文元年（一六六一）十一月、渡辺丹後守吉綱の私領となり、渡辺氏の私領のまま最幕末に至っている。世にいう伯太藩である。従って、豊田村非人番は、豊田村庄屋小谷家を通じて、伯太藩主渡辺氏の支配下にも所属していた。

（二）草部村非人番

『道頓堀非人関係文書上巻』岡本良一・内田九州男編、

清文堂、一九七四年（六五―六六ページ）に次の記事がある。

一泉州草部村ニ罷在候転切支丹五兵衛小女郎生死之儀ニ付、同村役人ト一札之事

覚

一当村ニ罷在候番非人五兵衛并市兵衛女房小女郎、此式人ハ摂州西成郡下難波村領乞食仲間転切支丹久右衛門嫡男四女之由、貞享四卯年非人次兵衛与申者相知セ承届申候、然者右式人之者并妻子共宗門生死之訳、其方江相知らセ候様ニとの義得其意申候、尤其方ニ住居之転久右衛門末類生死之義、此方へも御知らせ可有之由互ニ可申合候、右五兵衛・市兵衛妻子共不残浄土宗湊村浄光寺且那ニ紛無之、毎年寺受状取申候、以上

泉州大鳥郡草部村庄屋

元禄六年酉八月七日 大塚吉右衛門印

下難波村庄屋

甚左衛門殿

転類族 五兵衛 且那寺之覚

小女郎

浄土宗

京百万遍派堺南寺町長泉寺末寺
万年長十郎様御代官所泉州湊村

浄光寺
実名持 誉

右之通二御座候、已上

元禄六年酉八月七日 大塚吉右衛門印

下難波村庄屋

甚左衛門殿

深くかわつてゐる。

また、この二人の番非人の旦那寺が、ともに「浄土宗湊村浄光寺」であることから、この二人の番非人は湊村长吏と直結して組織化されていることも類推される。

五兵衛・小女郎の父親である「転切支丹久右衛門」について、同書二九二ページに次の通り記されている。

転切支丹

一久右衛門 病死

此者生国三河国幡頭郡たいかう村之由、摂津国西成郡難波村領乞食在所二罷在候所、寛永八辛未年大坂町御奉行久貝因幡守様被遂御詮議候刻、切支丹宗門を転浄土宗二成、其已後大坂町御奉行曾我丹波守様被遊御改、正保元甲申年十二月十二日難波村江御預被成、寛文七丁未年十一月四日七十九歳二而病死、其節大坂町御奉行彦坂寺岐守様江相断、旦那寺同所道頓堀浄土宗竹林寺火葬二取置申候、父母舅娘相知不申候

また、同書一二ページの「寛文七未年」の記事には「道頓堀非人組頭久右衛門当年七拾九才二而病死仕候、吉利

支丹転二而御座候」と記されていて、この「転切支丹久右衛門」は「道頓堀非人組頭」の現役のままに病死していることが知られる。

右の二つの記事から、「転切支丹久右衛門」の一生が浮かび上がってくる。これによれば、久右衛門は天正一五年（一五八九）に三河国に生まれ、その後、きりしたんとなり、「難波村領乞食在所」に居住していたところ、寛永八年（一六三一）に大坂町奉行久貝因幡守の詮議を受け、その時、きりしたんをやめて浄土宗に転向している。時に久右衛門四三歳。その後、大坂町奉行曾我丹波守の取り調べを受け、正保元年（一六四四）一月二日に「難波村江御預」となっている。これは道頓堀非人垣外入りを示しているのである。時に久右衛門五六歳。それ以後、いつ「道頓堀非人組頭」となったのかは不明だが、久右衛門にそれなりの人望があったのか、それとも、「転切支丹」として、「切支丹」摘発にその手腕を活用されたのか、ともあれ、久右衛門は現役の「非人組頭」としてその長い一生を終えているのである。

この久右衛門の息子である番非人五兵衛の死については、同書七二〜七二ページに次の通り記されている。

一 五兵衛

此者泉州大鳥郡草部村二乞食仕罷在候、元禄十四巳年十一月十一日四拾四才二而病死仕、旦那寺泉州湊村浄土宗於浄光寺取置申候

右の記事から、五兵衛は久右衛門の次男であり、万治元年（一六五八）の出生であることが推定できる。父親の久右衛門は時に七〇歳の高齢であり、その妻帯は遅かったであろう。貞享四年（一六八七）には五兵衛は草部村の番非人となっていたと見られるが、時に三〇歳。父親久右衛門はそれより二〇年以前に病死している。五兵衛は元禄一四年（一七〇二）一月一日病死、時に四四歳。右の記事には「乞食」となっているが「非人」そのものが、とりもなおさず「乞食」と見られていたのである。

草部村番非人市兵衛の死については、同書一四六〜一四七ページに次の通り記されている。

転久右衛門躰 小女郎夫

一 市兵衛 当子二七拾三歳 病死

右市兵衛享保五子年十月廿日之夜病死致候

久右衛門次男

右の記事から市兵衛が五兵衛とも草部村番非人として存在していたと見られる貞享四年（一六八七）には、享保五年（一七二〇）七三歳から逆算して、四〇歳であったことが推定できる。

この市兵衛の妻であり、久右衛門の娘であった小女郎の死については、同書二五〇二二六ページに次の通り記されている。

口上之覚

一泉州草部村転類族小女郎義老病ト相見江候ニ付、医者ヲ附養生為致候得共、終本腹無之今辰刻相果申候、右小女郎義も転類族之内在之候ニ付、早々御届申上候、其元江御役所江被仰上可被下候、御指図次第取置申度奉存候、以上

草部村

延享元年十二月廿三日 大塚吉右衛門印

氏原甚左衛門殿

転久右衛門四女

一 小女郎 当子二八拾六歳 病死

此小女郎、子十二月廿三日辰ノ刻病死いたし候

この小女郎は不幸な星の下に生まれたのにもかかわら

ず天寿を完うしたのであるが、亡くなった延享元年（一七四四）八六歳より逆算して、その出生は明暦三年（一六五七）であると推定できる。時に父親久右衛門は六九歳。

(三) 櫻井村非人番

延享三年寅十一月付「泉州日根郡櫻井村差出明細帳」(関西大学所蔵奥家文書五〇七)には「番非人壱人御座候」と明記されていて、延享三年（一七四六）十一月の時点には櫻井村において「番非人」が確実に存在していたことが知られる。

その存在はそれ以前にも想定されるところであるが、享保五年子八月付「和泉国日根郡櫻井村鑑」(西櫻井村) (関西大学所蔵奥家文書五〇五)には「米八斗 番非人給 是ハ村中高割ニ掛り出シ来申候」と記されていて、享保五年（一七二〇）八月の時点においてすでに番非人が存在していたもようである。

櫻井村はもともと一村であったが、宝永五年（一七〇八）に村方騒動があり、それを契機として、櫻井村は東西両村に分離されたが、その後、延享元年（一七四四）には、もとの如く合併して一村となり、以後一村のままに推移している。従って、享保五年八月の時点は東櫻井

村と西櫻井村に分離していた時である。

寛政三歳亥正月付「用向留」(関西大学所蔵奥家文書五二五)の寛政六年（一七九四）五月一九日付の次の記載から、非人番の組織の一端が明らかとなっている。

乍恐御断奉申上候

石原清左衛門殿御代官所

泉劔日根郡櫻井村

一 当月十五日、当村領字川原田と申川岸道端ニ、古脇指巻腰捨有之、翌十六日持参仕、御断申上候処、日数三日見合、否可申上旨被為仰付、奉畏、則海道へ書付札等出シ置候得共、尋来候者も無御座、御日限も昨日ニ而相満候故、右品持参仕、乍恐御断奉申上候、尤昨十八日昼七ツ前、村方非人番吉兵衛并同国貝塚番人小頭伝兵衛、右場所近辺吟味仕候処、同所方九間斗東之方、笹之内へ、又々古脇差巻腰捨有之を見付、村方へ為相知候ニ付、罷越及見候処、相違無御座候、右品今日持参可仕候、番人共申候ハ、御断之上、村方も持参仕候様ニ被為仰付候哉、番人共も持参仕候様ニ被為仰付候儀ニ候ハ、番人共持参仕度様申之、番二付罷在候、依之乍恐御断奉申上候、已上

寛政六年寅五月十九日 年寄伊三郎

御奉行様

右御断申上候処、先達而之脇指ハ欠所ニ被召上、此度之脇指ハ罷帰リ村方も持参可仕様被仰渡候

右の記事により、櫻井村吉兵衛の上役として貝塚番人小頭伝兵衛が存在していることが明白である。それとともに上司として奉行の存在していることも明白である。従って、この時点の非人番の組織図は次の如く想定される。

堺奉行暨正寿一堺四ヶ所長吏一貝塚小頭伝兵衛一櫻井村非人番吉兵衛

この「用向留」には、非人の行倒れの記事が次の如く二件記されている。

一札之事

一 今日病死仕候年頃三十四五才斗之男非人儀、近来当御村方へも入込、近村ニ而も見請候非人ニ而、私今晩七ツ時過廻リニ罷出候処、村内往還ニ而見請候処、打臥罷在候ニ付、様子相尋候処、一向請答相分

り不申候儘セリ上候様子ニ付、即刻其段御届申、葉等相与江候得共、通り不申、同刻相果候儀ニ付、全儀ニ而、此節差重リ相果候儀与相見へ、惣身疵所無之、常々見馴レ候非人ニ而、全病死ニ相違無御座、右ニ付何ニ而も怪敷筋一切無御座候、若右ニ付如何様之儀出来仕候共、私引請急度申披可仕候、為後日一札如件

泉劔日根郡樫井村

文化元子年三月十七日

非人番

番助印

当御村方

御役人中様

右ハ番人ト請取候一札之写

一札之事

一私儀昨十二日朝六ツ半頃、為見廻罷出候処、当村領往來字川原田と唱候道端ニ、年頃三十七八才之男老人行倒罷有候ニ付、見請候処、近年隣村致徘徊候見馴非人、浅黄破木綿縹絆^{ハシ}ツ、繼々裕^ユツ着、木綿繼切帯ニ、側ニ白木綿袋^{フクロ}ツ、飯^イ青^{アヲ}柳^{ヤナギ}ツ、古椀^{コワン}式ツ、枚箸^ヒ老膳^{ロテン}、菓草利^{クワソリ}ヲ履罷有候^{ハシ}ニ付、様子相尋

候へ共、言舌不相分、其段各様相届、御見請候上、御差函通、其場所へ致小家掛、養生仕候へ共、不相叶、今十三日夜五ツ半時頃相果候付、猶又其段相届、各様御立会之上、見改候処、惣身疵所ハ勿論、全病死、見馴非人ニ相違無御座候間、何卒死骸取片付御申付可被下候、以来右一件ニ付、彼是申者有之候ハ、私罷出急埒^{イサシ}明、御村方へ御妨儀相掛申間敷候、為後日一札差入申処、仍如件

泉劔日根郡樫井村

番非人

番助

文化五辰年

十一月十二日

同村

御役人中様

この「用向留」は村役人（庄屋・年寄）の記録であるが、ここに非人番番助より村役人に届けられた非人行倒一札が二通記録されている。

一通は文化元年（一八〇四）三月一七日、暁七ツすぎ、非人（三四、五才ばかりの男）病死の一札であり、もう一通は文化五年（一八〇八）一月二日、朝六ツ半頃、

字川原田の道端にて、非人（三七、八才の男）行倒れ、翌一月一三日、夜五ツ半頃死亡の一札である。

これらの非人行倒れを見つけたのは、いずれも、村の非人番である。この非人番は、村より給米を支給されて「宗門改帳（戸籍）」にも登録されている抱非人であるが、

行倒れとなる非人は「宗門改帳」にも登録されない「帳外」のいわゆる野非人である。共同体よりの疎外という場合、徳川幕藩体制下において、最も疎外されたのは、生活の基盤のない、この野非人であり、飢饉などの、まさきの犠牲者も、またこの野非人層であったのである。

職場研修をどうすすめるか

部落解放研究所編

人権ブックレット 40

●A5判●96頁

●定価600円＋税18円

『ヒューマンライツ』連載の『ザ・企業訪問』の中から部落問題研究に対し先進な取り組みをする企業8社を紹介、あわせて今後の方向性を探る藤原俊昭氏の書き下しを掲載。

職場研修を
どうすすめるか
藤原俊昭



1111111111

宝永	正徳	享保	寛保	延享	宝暦	安永	天明	寛政	文化	文政
三	四	二	四	六	八	元	元	四	六	六
一七〇六	一七一	一七二九	一七四二	一七四七	一七五八	一七六〇	一七七二	一七七七	一七八一	一八〇七
桑山 一慶	浅野 長恒	水谷 勝比	山田 利延	稲若 正甫	池田 正倫	小笠原信用	坂部 明之	石野 範至	佐野 政親	山崎 正導
一月一日より正徳元年五月一日まで。	五月一日より享保一四年七月二五日まで。	八月一日より寛保二年九月二八日まで。	九月二八日より延享四年三月一日まで。	三月一日より宝暦六年八月二四日死まで。	九月一五日より宝暦八年一二月二〇日まで。	一二月七日より宝暦一〇年七月一五死まで。	八月六日より安永元年五月二八日まで。	五月二八日より安永六年七月一日死まで。	七月二六日より天明元年五月二六日まで。	五月二六日より――。
七月二六日より寛政七年一月一九日死まで。	四月二九日より寛政九年四月四日まで。	六月一七日より寛政一一年一〇月五日死まで。	一月二〇日より文化四年一月二三日まで。	一月二三日より文化六年三月五日まで。	四月八日より文化八年八月五日死まで。	八月二三日より文化一〇年七月一二日まで。	七月一二日より文化一二年三月八日まで。	三月八日より文化一三年一月九日死まで。	一月一五日より文政三年二月五日死まで。	二月二六日より文政六年二月一八日まで。
三月八日より文政一二年一月一二日まで。										

慶長	元和	寛永	承応	天和	元禄
五	三	四	六	元	元
一六〇〇	一六一七	一六二七	一六二九	一六三三	一六五二
成瀬 正成	喜多見勝忠	島田 直時	水野 守信	石河 勝正	石河 利正
九月より慶長一二年まで。	一月一日より寛永四年一二月二六日死まで。	二月、大坂西町奉行島田直時、堺奉行を兼任、寛永五年一〇月七日まで。	二月六日より寛永九年一二月一七日まで。	一月二日より承応元年四月二六日まで。	四月二六日より寛文四年九月二二日まで。
九月より慶長一八年五月二日まで。	二月二四日、長崎奉行長谷川藤広、堺奉行を兼任、元和三年一月一日まで。	二月、大坂西町奉行島田直時、堺奉行を兼任、寛永五年一〇月七日まで。	二月六日より寛永九年一二月一七日まで。	一月二日、堺奉行廃止され、大坂町奉行が兼役する。	四月二六日より寛文四年九月二二日まで。
九月より慶長一八年一月二八日死まで。	二月二日、堺奉行再置、天野富重が堺奉行に補任され、宝永二年二月一九日で就任。	二月、大坂西町奉行島田直時、堺奉行を兼任、寛永五年一〇月七日まで。	二月六日より寛永九年一二月一七日まで。	二月二日、堺奉行廃止され、大坂町奉行が兼役する。	四月二六日より寛文四年九月二二日まで。
九月より慶長一八年五月二日まで。					
右に同じ。					
九月より慶長一八年一月二八日死まで。					
一月より慶長一八年三月五日まで。					
三月五日より慶長一八年一二月まで。					
二月二四日、長崎奉行長谷川藤広、堺奉行を兼任、元和三年一月一日まで。					
二月、大坂西町奉行島田直時、堺奉行を兼任、寛永五年一〇月七日まで。					
二月六日より寛永九年一二月一七日まで。					
一月二日、堺奉行廃止され、大坂町奉行が兼役する。					
四月二六日より寛文四年九月二二日まで。					
一月一日より天和元年三月二九日まで。					
五月二日より元禄元年七月二七日まで。					
八月二三日より元禄九年二月二日まで。					
二月二日、堺奉行再置、天野富重が堺奉行に補任され、宝永二年二月一九日で就任。					
二月六日より寛永九年一二月一七日まで。					
一月二日、堺奉行廃止され、大坂町奉行が兼役する。					
四月二六日より寛文四年九月二二日まで。					
一月一日より天和元年三月二九日まで。					
五月二日より元禄元年七月二七日まで。					
八月二三日より元禄九年二月二日まで。					
二月二日、堺奉行再置、天野富重が堺奉行に補任され、宝永二年二月一九日で就任。					
二月六日より寛永九年一二月一七日まで。					
一月二日、堺奉行廃止され、大坂町奉行が兼役する。					
四月二六日より寛文四年九月二二日まで。					
一月一日より天和元年三月二九日まで。					
五月二日より元禄元年七月二七日まで。					
八月二三日より元禄九年二月二日まで。					
二月二日、堺奉行再置、天野富重が堺奉行に補任され、宝永二年二月一九日で就任。					

